

平成24年第2回葛城市議会定例会会議録（第4日目）

1. 開会及び閉会 平成24年6月28日 午前10時00分 開会  
午後 2時12分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員18名

1番 辻 村 美智子	2番 中 川 佳 三
3番 岡 本 吉 司	4番 春 木 孝 祐
5番 朝 岡 佐一郎	6番 西 井 覚
7番 藤井本 浩	8番 吉 村 優 子
9番 阿 古 和 彦	10番 溝 口 幸 夫
11番 川 辺 順 一	12番 赤 井 佐太郎
13番 川 西 茂 一	14番 寺 田 惣 一
15番 下 村 正 樹	16番 西 川 弥三郎
17番 南 要	18番 白 石 栄 一

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市 長	山 下 和 弥	副 市 長	杉 岡 富美雄
教 育 長	大 西 正 親	総 務 部 長	河 合 良 則
企 画 部 長	田 中 茂 博	市民生活部長	生 野 吉 秀
都市整備部長	矢 間 孝 司	都市整備部理事	中 裕 晃
産業観光部長	吉 川 正 隆	保健福祉部長	吉 川 光 俊
教 育 部 長	中 嶋 正 英	上下水道部長	松 浦 住 憲
消 防 長	岩 井 利 光	会 計 管 理 者	山 岡 加代子

5. 職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	寺 田 馨	書 記	西 川 育 子
書 記	山 岡 晋		

6. 会議録署名議員 7番 藤井本 浩 12番 赤 井 佐太郎

7. 議事日程

日程第1 議第32号 葛城市税条例の一部を改正することについて

日程第2 議第34号 工事請負契約の締結について

(葛城市立新庄小学校北中棟地震補強・大規模改造工事及び北棟大規模改造工事)

- 日程第3 議第35号 工事請負契約の締結について  
(葛城市立磐城小学校屋内運動場地震補強・大規模改造工事)
- 日程第4 議第31号 葛城市印鑑条例等の一部を改正することについて
- 日程第5 議第33号 奈良県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 日程第6 議第36号 平成24年度葛城市一般会計補正予算(第1号)の議決について
- 日程第7 発議第5号 葛城市用地取得事業にかかる分担金徴収条例の一部を改正することについて
- 日程第8 発議第6号 「防災・減災ニューディール」による社会基盤再構築を求める意見書
- 日程第9 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続審査について

開 会 午前10時00分

**西川議長** ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので、これより平成24年第2回葛城市議会定例会第4日目の会議を行います。

これより本日の会議を開きます。

初めに、本定例会中に開催されました3つの常任委員会におきまして、所管の調査事項について審査をされておりますので、その審査状況についてご報告を願います。初めに、総務文教常任委員会より報告を願います。

5番、朝岡佐一郎君。

**朝岡総務文教常任委員長** おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、本委員会の所管事項の調査であります、葛城市学校給食センターについて及び新庄小学校附属幼稚園の建替えについてご報告いたします。

委員会は、平成24年6月22日に開催し、審査をいたしております。

初めに、葛城市学校給食センターについてであります。理事者より現在の進捗状況について、先進地の視察を行いながら設計業務の準備を行っているところであり、今後の予定については平成25年3月末には実施設計を終了させ、最終的には平成26年の夏休み前の完成を目標といたしております。そして、夏休み中に調理員の厨房設備に係る研修を行い、平成26年の2学期から給食が開始できるよう考えている、このような説明を受けております。

次に、新庄小学校附属幼稚園の建替えについてであります。前回の委員会で園舎の位置や正門の場所などについて議論の中で教職員、地域また保護者の皆さん方の意見を再度確認すべきである、このような意見があり、今回理事者より幼稚園関係者の会議を6月22日の午後3時から開く旨の報告を受けました。本委員会として、正副委員長が会議に同席させていただき、その結果を受けて今後の議論を進めることにいたしました。

最後に、この2つの所管事項について今後も引き続き調査を進めることといたしました。

以上をもちまして、総務文教常任委員会の所管事項の調査報告といたします。

**西川議長** 次に、民生水道常任委員会より報告を願います。

8番、吉村優子君。

**吉村民生水道常任委員長** 皆さん、おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、本委員会の所管事項の調査であります、當麻クリーンセンター解体に伴う業務の処理についてご報告いたします。

委員会は平成24年6月25日に開催し、審査をいたしております。

本件につきましては、理事者側から、前回の委員会以降の状況報告として、當麻クリーンセンター解体に伴う業務の処理経緯について、仮事務所を拠点とした當麻地域のごみ収集作業を行っており、空き缶、空きビン、粗大ごみ、不燃ごみ等の処理について、平成24年5月1日から平成25年3月31日まで、市外の業者と委託契約を行い、処理業務を行っているとの報告を受けました。委員会といたしましては、本所管事項について今後も引き続き調査を進めることにいたしました。

以上をもちまして、民生水道常任委員会の所管事項の調査報告といたします。

**西川議長** 最後に、都市産業常任委員会より報告を願います。

10番、溝口幸夫君。

**溝口都市産業常任委員長** おはようございます。議長のお許しを得ましたので、本委員会の所管事項の調査であります、地域活性化事業新「道の駅」建設事業についてご報告いたします。

委員会は平成24年6月26日に開催し、審査をいたしております。

本件につきましては理事者側から、前回開催の委員会において、平成24度の事業計画等について報告をしたが、それ以降、新「道の駅」設立委員会として進展したことは特になく、今後、意向調査の内容等について早急に協議を行っていく予定であるとの報告を受けました。

委員会としましては、本所管事項について今後も引き続き調査を進めることにいたしました。

以上をもちまして、都市産業常任委員会の所管事項の調査報告といたします。

**西川議長** 本定例会中に開催されました3つの常任委員会における所管の調査事項についての審査報告は以上であります。

これより、日程に入ります。本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

日程第1、議第32号から日程第3、議第35号まで、以上3議案を一括議題といたします。

本3議案は総務文教常任委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。

5番、朝岡佐一郎君。

**朝岡総務文教常任委員長** 去る6月18日の本会議におきまして、総務文教常任委員会に付託されました4議案につきまして、22日午前9時30分より委員会を開催し、慎重に審査をいたしました。そのうち、ただいま上程されております議第32号、議第34号、並びに議第35号の3議案について、審査の概要及び結果をご報告いたします。

初めに、議第32号、葛城市税条例の一部を改正することについてであります。

若干の質疑はありましたが、討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第34号、工事請負契約の締結について（葛城市立新庄小学校北中棟地震補強大規模改造工事及び北棟大規模改造工事）及び議第35号、工事請負契約の締結について（葛城市立磐城小学校屋内運動場地震補強・大規模改造工事）の2議案については一括議題、一括質疑とし、討論、採決は1議案ごとに行いました。

質疑では、以前、新庄小学校の北棟については、耐震診断の結果、耐震補強の必要はないという報告を受けたが、今回の工事はどういったものなのかという問いに対し、今回の北棟の工事については、耐震工事ではなく、校舎の老朽化に伴う改修工事のみを行うものであり、当初から新市建設計画には、市内小中学校の7校の耐震工事と合わせて、校舎改修工事について必要があれば行うことが含まれておりますという答弁がありました。

次に、今回の工事に係る入札において、3社しか応札がなかったことについて、どのように考えているのかという問いに対し、競争性を高めるため、本市に指名願いを提出されている一定規模の会社全てに参加いただける一般競争入札を行った結果が、それぞれの会社の都

合もあつてか、3社の応札にとどまったものであります。市としては、もっと多くの業者に参加していただきたい希望はある、このような答弁がありました。

また、一般競争入札総合評価方式における応札業者の技術提案に対する評価はどのような手続きをとられているのかという問いに対し、技術提案の評価については内容に専門的な言葉が使用され、理解しづらい点もあるため、内部での検討だけではなく、専門的知見を有した経験豊富な県の職員の意見を聴取し、参考にしながら評価を行っているという答弁がありました。

議第34号、議第35号ともに討論はなく、採決の結果、2議案とも全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上であります。このほかにも各委員会から活発な質疑がなされ、数多くの意見が出されておりますことをつけ加えまして、当委員会の報告といたします。

**西川議長** 以上で、総務文教常任委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**西川議長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

日程第1、議第32号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**西川議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第32号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**西川議長** ご異議なしと認めます。

よって、議第32号は原案のとおり可決されました。

日程第2、議第34号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**西川議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第34号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**西川議長** ご異議なしと認めます。

よって、議第34号は原案のとおり可決されました。

日程第3、議第35号議案について討論に入ります。  
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**西川議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。  
これより議第35号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**西川議長** ご異議なしと認めます。

よって、議第35号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第4、議第31号及び日程第5、議第33号の2議案を一括議題といたします。

本2議案は民生水道常任委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。

8番、吉村優子君。

**吉村民生水道常任委員長** 去る6月18日の本会議におきまして、民生水道常任委員会に付託されました3議案につきまして、25日午前9時30分より委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

そのうち、ただいま上程されております議第31号、議第33号の2議案について、審査の概要及び結果をご報告いたします。

初めに、議第31号、葛城市印鑑条例等の一部を改正することについてであります。

質疑では、外国人登録法の廃止及び住民基本台帳法の改正により、住民基本台帳に記録される外国人が印鑑登録ができるなどの、従来から受けていたサービス以外に新たにどのようなサービスを受けることができるのかという問いに対し、住民基本台帳カードが交付市町村だけでなく、転出先でも使用できることになり、外国人に関しても平成25年7月7日を基準として、住民基本台帳カードがつくられるようになるという答弁がありました。また、住民基本台帳法の改正により、本市の住民基本台帳に記録される外国人の方は何名か。また、記録されていない方は何名かという問いに対し、本改正に伴い、仮住民票を送付したのは236名、また4月に登録証の承認期間が切れているため、送付されていないものは2件あるという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第33号、奈良県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、このほかにも活発な議論がされましたことをつけ加えまして、当委員会の報告といたします。

**西川議長** 以上で、民生水道常任委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**西川議長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

日程第4、議第31号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**西川議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第31号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**西川議長** ご異議なしと認めます。

よって、議第31号は原案のとおり可決されました。

日程第5、議第33号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**西川議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第33号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**西川議長** ご異議なしと認めます。

よって、議第33号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、議第36号議案を議題といたします。

本案は3つの常任委員会及び新クリーンセンター建設事業特別委員会に分割付託されておりますので、審査の結果報告を各委員長に求めます。

まず、総務文教常任委員会の関係部分について、審査の結果報告を求めます。

5番、朝岡佐一郎君。

**朝岡総務文教常任委員長** それでは、ただいま上程されております、議第36号、平成24年度葛城市一般会計補正予算(第1号)の議決につきまして、総務文教常任委員会の関係部分について、審査の概要及び結果をご報告いたします。

質疑では、消防施設費の地域防災組織育成助成事業補助金の内容という問いに対し、宝くじのコミュニティ助成事業であり、大字尺土自主防災組織会に対する補助金である。内容としては、携帯無線機、大型炊き出し器、ベッド付担架、レスキューセット、発電機、投光器などの購入をされている。このような答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致で当委員会の関係部分については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、当委員会の報告とさせていただきます。

**西川議長** 以上で、総務文教常任委員長の報告は終わりました。

次に、民生水道常任委員会の関係部分について、審査の結果報告を求めます。

8番、吉村優子君。

**吉村民生水道常任委員長** ただいま上程されております、議第36号、平成24年度葛城市一般会計補正予算（第1号）の議決につきまして、民生水道常任委員会の関係部分について審査の概要及び結果をご報告いたします。

質疑では、衛生費で旅費、職員研修負担金が計上されているが、その内容はという問いに対し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正により、廃棄物処理施設の管理者は技術管理者を置くことが義務づけられることとなり、新庄クリーンセンターの職員が4日間研修を受けるため計上しているという答弁がありました。4日間研修を受ければ、自動的に資格を得られるのかという問いに対し、研修受講後は最終的に試験を受け、合格となれば管理者と認められるとの答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、本委員会に付託されました関係部分については、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上をもちまして、当委員会の報告といたします。

**西川議長** 以上で、民生水道常任委員長の報告は終わりました。

次に、都市産業常任委員会の関係部分について、審査の結果報告を求めます。

10番、溝口幸夫君。

**溝口都市産業常任委員長** ただいま上程されております議第36号、平成24年度葛城市一般会計補正予算（第1号）の議決について、都市産業常任委員会の関係部分について、26日午前9時30分より委員会を開催し、慎重に審査しておりますので、その概要及び結果をご報告いたします。

質疑では、農業振興費の中の農村資源保全地域協議会負担金について、農地・水保全管理支払交付金事業としての負担金ということであるが、この事業は新規事業になるのか。また、事業全体としてはどれくらいの費用になるのかという問いに対し、農地・水保全管理支払交付金事業については、平成19年度から平成23年度までが1期事業、平成24年度からが2期事業となるが、国の方で2期事業が確定したのが、平成24年3月末であったため、今回補正予算で計上させていただいた。葛城市においては、16地区10協議会が本事業に取り組んでいく予定で、事業全体としては911万8,620円となる。そのうち、2分の1は国庫負担金、4分の1は県負担金となり、残り4分の1が市の負担金となるという答弁がありました。

また、農業振興費の中の経営体育成交付金事業補助金が減額になり、農政活性化推進協議会負担金が増額となっている理由。また、雑入で農政活性化推進協議会戻入金が計上されているが、その理由について教えてほしいという問いに対し、経営体育成交付金事業は経営体に対する支援として、平成22年度から開始した事業で、当初、経営体育成交付金事業補助金として予算計上しているが、国の方針が変更されたことにより、平成24年度から農政活性化推進協議会の中にある再生協議会において経営体支援事業を行うこととなったため、一旦、市が立てかえして交付し、国から交付金が出た後、再生協議会から一般会計に戻してもらう



かたちになった。そのため、経営体育成交付金事業補助金が減額となり、農政活性化推進協議会負担金が増額となったという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致で当委員会の関係部分については原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、当委員会の報告といたします。

**西川議長** 以上で、都市産業常任委員長の報告は終わりました。

最後に、新クリーンセンター建設事業特別委員会の関係部分について、審査の結果報告を求めます。

13番、川西茂一君。

**川西新クリーンセンター建設事業特別委員長** それでは、議長の命によりご報告をいたします。

ただいま上程されております議第36号、平成24年度葛城市一般会計補正予算（第1号）の議決につきまして、新クリーンセンター建設事業特別委員会の関係部分について、25日午後2時より委員会を開催し、慎重に審査いたしておりますので、その概要及び結果をご報告いたします。

質疑では、自然公園法の規定により、建物の高さを13メートル以下にするため、一部を地下にされるということだが、どの部分が地下になるのかという問いに対し、地下となるのは熱回収施設の中央部分で、その部分に炉本体を設置する予定であるという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致で当委員会の関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、当委員会の報告といたします。

**西川議長** 以上で、新クリーンセンター建設事業特別委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**西川議長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

10番、溝口君。

**溝口議員** 平成24年度一般会計補正予算（第1号）の議決について、賛成の立場で討論いたします。ただし、私の討論の中で一部要望として述べさせていただくことがありますので、今から討論を始めたいと思います。

これは、先ほどの新クリーンセンター建設事業特別委員会の委員長報告にもありましたが、この新クリーンセンター建設の全体事業費の変更ということで、47億4,998万3,000円から65億4,208万2,000円に変更増額になっており、これに伴い、継続費の補正として42億2,220万2,000円から52億580万円に増額されております。その増額分は9億8,359万8,000円となり、これは平成24年度から平成26年度の3年間の継続費の補正であると思われませんが、平成24年度中に入札等の事業が行われ実施されますと、事業費全体額が確定すると思われま

際に、入札差額について平成24年度中に減額補正をするなり、平成26年度末には補正をする  
ということのを要望して賛成するものであります。

以上です。

**西川議長** ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**西川議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第36号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告はいずれも可決であります。本案は委員長報告のとおり可決する  
ことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**西川議長** ご異議なしと認めます。

よって、議第36号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

休 憩 午前10時31分

再 開 午前10時45分

**西川議長** 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、日程第7、発議第5号、葛城市用地取得事業にかかる分担金徴収条例の一部を改正  
することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の説明を求めます。

18番、白石栄一君。

**白石議員** ただいま議題となりました、地方自治法第112条第2項及び葛城市議会会議規則第14条の  
規定により提出をいたしました、発議第5号の葛城市用地取得事業にかかる分担金徴収条例  
の一部を改正することについて、提案理由の説明をさせていただきます。

本条例は、昨年の3月定例会に提案され、最終日の3月28日に可決、成立したものであり  
ます。その内容は、大字や土地改良区が事業主体となって行う用地取得に伴う建設事業の計  
画に当たって、大字等からの要望を受け、葛城市の方針に基づく地域の振興やコミュニティ  
づくりに寄与するものと認定を受けた事業について、市が肩代わりをして用地取得事業を行  
い、要望された大字等から用地取得費の2分の1を分担金として徴収するというものであり  
ます。

これまでは、大字等の責任で用地を確保しなければなりませんでした。この条例の制定  
により、結果として市が2分の1の助成をすることになり、大字や土地改良区が主体となっ  
て行う事業に対する市民や大字等の負担が軽減されることになるもので歓迎できる条例であ  
ります。

ところが、この3月定例会の予算委員会の審査の中で、平成24年度に市が事業主体となっ  
て行う国の補助事業であり、葛城市の緑の基本計画に基づき実施される吸収源対策公園緑地  
事業の4カ所のうち、大字疋田で計画されている公園事業の財源、歳入予算の中に地元大字  
から徴収される寄附金1,230万円が計上されていることが明らかになりました。1世帯当た

り9,248円、大字疋田の2年分の区費を上回る過重な負担であります。市当局は、市が行う事業と大字が行う事業の地元負担金の平等性を確保するために、市が行う事業が採択された大字から寄附金を徴収する。また、寄附金の負担を採択要件にして事業採択にハードルをかけないと財源が伴わないなどと説明をしておりました。

さらに、副市長は寄附金の徴収について、最大の発想は分担金徴収条例の趣旨に基づいてお支払いをいただくという部分ですと、このように答弁をしていますように、葛城市用地取得事業にかかる分担金徴収条例に基づいて寄附金を徴収することを最大の根拠としています。この根拠としている分担金徴収条例第5条第2項は、分担金の額は第2条の規定により認定された事業に要する費用の2分の1とする。ただし、当該事業が国または県等の補助事業に該当するときは、国または県等から交付を受ける補助金の額を除いた額の2分の1とすると規定をしています。

今回の吸収源対策公園緑地事業に対する寄附金の徴収は、ただし書きに基づいて強制的に徴収するということでもあります。市が事業主体として行う国の補助事業の財源に充てるために、大字等が主体となる事業を対象とした分担金徴収条例のただし書きを適用して、大字等から寄附金などの税外負担を徴収することなど、総務文教常任委員会等における議案説明や審査の議論の中では、まったく別の事業のことであり、適用外ということでありました。

これまでも、吸収源対策公園緑地事業と同様に緑の基本計画に基づき、国の補助事業を活用して、公園整備が行われてまいりました。緑化重点地区整備事業であります。JR大和新庄駅前公園、北道穂公園、新村公園、さらに薑公園の4カ所。そして、まちづくり交付金事業として実施された笛堂ふれあい公園、JR大和新庄駅東公園の2カ所、合わせて6カ所ございます。これらの用地取得費については国の補助金を除く費用については、市の一般財源及び起債でまかなっております。地元大字から寄附金等の名目で地元負担、税外負担を徴収したことは一切ありません。

本来、寄附金は自発的、任意的なものであるべきで、今回のように分担金徴収条例のただし書きに基づいて事業採択される大字に対して寄附金を徴収することは、地方財政法第4条の5の税外負担の解消を促進する趣旨や割当的寄附金等の禁止の規定に反しています。また、いたずらに市政に混乱を持ち込むものであります。

以上の理由をもって、法令違反、過重な住民負担、税外負担となる寄附金徴収の最大の根拠としている葛城市用地取得事業にかかる分担金徴収条例の第5条第2項ただし書き、「ただし、当該事業が国または県等の補助事業に該当するときは、国または県等から交付を受ける補助金の額を除いた額の2分の1とする」の条文を削除する。葛城市用地取得事業にかかる分担金徴収条例の一部を改正することについてを、議員提案するものであります。よろしくご審議をいただき、議員諸氏の賛同を得まして、議決していただきますようお願い申し上げます。

**西川議長** 以上で、説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

5番、朝岡君。

**朝岡議員** それでは、ただいま上程されました発議第5号、葛城市用地取得事業にかかる分担金徴収条例の一部を改正することについて、提出者の白石議員の方に、提案理由の説明に対して、若干の質疑をさせていただきたい、このように思います。

ここで質疑をさせていただく前に、このように本条例改正で議員提出議案修正案の質疑ということで、これは葛城市の葛城市議会会議規則の第41条にも記載いたしておりますし、全国市議会議長会の法制担当の見解にもありましたように、この修正案に対する質疑については、修正案の提出議員に対して行うのが原則であります。ただし、当該団体の行財政にどのような影響を与えるのか、また執行上の問題について執行機関に対して質疑をすることが認められています。修正案について総合的に審議をする上から認められているものであります。

ここで、この見地から提案者の方に質疑をする前に、改めて執行機関に意見を求める質疑をさせていただきたい。議長に許可をいただきたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

**西川議長** どうぞ。

**朝岡議員** 今、許可をいただきましたので、それでは今申し上げたような趣旨から、執行機関理事者にまずは意見を求めて参りたい、このように思います。

ただいまご説明がありました本条例の改正の発議に対しましては、先ほど提案理由の説明の中において、本条例の第5条中第2項のただし書き以下について削除をする、このような改正案が説明いただいております。

そこで、この本条例のこのただし書き部分をこの条例の中に盛り込んだ理由なり、そしてまた制定の根拠なり、これを改めて理事者に意見を求めて参りたいと、このようにまず思います。よろしくお願ひしたいと思います。

**西川議長** 河合総務部長。

**河合総務部長** ただいまの朝岡議員のご質問でございます。

この葛城市用地取得事業にかかる分担金徴収条例につきましては、大字や土地改良区が計画いたしております施設が市の方針に基づく地域の振興、または地域のコミュニティづくりに寄与するものであると用地取得事業審査委員会が認定したものに限り、当該施設の建設用地を大字及び土地改良区等から分担金を徴収し、市が取得する事業でございます。この事業の制定の趣旨につきましては、地域の活性化を図る上では、地域の形成をなしている大字や土地改良区が地域づくりの大変重要な位置づけをなしておるところでございます。また、大字や土地改良区が地域のコミュニティづくりを積極的に推進していただくことで、市の活性化が図れるものととらえておるところございまして、当該条例を制定いたしたところでございます。

また、分担金の徴収に当たりましては、地方自治法第224条の規定を法的根拠といたしまして、本条では普通地方公共団体は政令で定める場合を除くほか、数人または普通地方公共団体の一部に対し利益のある事件に関し、その必要な費用に充てるため当該事件により、特に利益を受ける者から、その受益の限度において分担金を徴収することができるとなっております。

本市一部の地域や特定の多数人が当該事業によりまして、特に受益を受ける場合、その受益者からその受益の限度において分担金を徴収することを当該条例の適用根拠といたしておるところでございます。

ご質問の条例第5条第2項ただし書き以下でございますが、「ただし、当該事業が国または県等の補助事業に該当するときは、国または県等から交付を受ける補助金の額を除いた額の2分の1とする」とした制定根拠につきましては、本来実施主体でございます大字または土地改良区におきましても、国庫補助事業または県の補助事業などがまれに補助事業として適用されることがあり、そのことによりまして住民の負担の軽減につながるということから、その可能性を持っていることを前提といたしまして、条例に盛り込んだところでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

**西川議長** 5番、朝岡君。

**朝岡議員** ただいま執行機関の意見を求めるということで、改めて河合総務部長からこの条例に対する制定根拠等をお伺いさせていただき、また今ご指摘をいただいております条例内の第5条の第2項ただし書きを盛り込んだ理由、またその制定根拠等につきましてお伺いをさせていただいて、意見を求めたわけでございます。

私はこれを聞かせていただいて、改めて白石議員にお伺いをさせていただきたいと思っておりますが、今、執行機関の方から改めてこの制定根拠を伺いますと、今、削除するというような、いわゆる条例改正が出ております第5条第2項のただし書きにおきましては、部長のご答弁ではまれにはあるけれども、実施主体である大字または各種団体が計画する事業、用地取得において、国や県の補助事業が適用を受ける場合の可能性がある。これが前提となって、当該事業の受益者負担ということを考えて、この条例にこの文言を加えたと、こういうご答弁があったわけでございますが、これを私は考えまして、やはりこの文言を入れることによってそういった国または県の、まれにはあるけれども、補助事業、そういった可能性を置いておくために、やはりこのただし書きというのが必要であると、こういうようなことをお伺いしましたけれども、これについて白石議員のご意見、ご見解をまずお伺いしていきたい、このように思います。

**西川議長** 18番、白石君。

**白石議員** ただいま朝岡議員の方から本議案に対してご質疑をいただきました。質疑の前に、当局の方から初めてただし書きを規定した理由や根拠について述べられました。まれに大字や土地改良区が主体となって行う事業に対して、国や県等から補助事業として採択され、補助金が交付されることがある。そういう可能性があるために、このただし書きの規定を入れたということでもあります。

私は、そういう点も考えながら、朝岡議員の質疑に答えたい、このように思います。この間の予算委員会や一般質問の議論の中では、行政当局としてのただし書きに対する見解は、これまで一言もありませんでした。水面下の話し合いの中では、確かに伺いをしたと記憶しております。

しかし、これは規定に書いてあるように、部長が説明されたように、このただし書きの規定はあくまでも大字や土地改良区が事業主体となって行う事業であって、その取得事業に対してその分担金を徴収するという条例であります。そういうことであるならば、私は今、河合部長が表明した見解、あるいは朝岡議員の質疑に対して、これは了解できる話なんです。了解できます。ところが、まれにある国や県の補助に対して設けているただし書きが、今現実に行われようとしている吸収源対策公園緑地整備事業、この事業に最大の発想として分担金徴収条例に基づいてお支払いをいただくんだ、寄附をいただくんだと言っているわけです。まれにある補助事業のために、今ある、これからやろうとする公園整備事業等、市が主体となって行う事業に対して、寄附金を徴収するということになれば、これは河合部長の見解は理解できるけれども、今言ったように、この条例を最大の根拠として1,000万円を超える大字負担を求める。さらに、採択される大字に対しても同じようにやっていくんだと、こういうことを言われれば、まれにあるためのそういう規定、これはない方がいいんじゃないかと私は考えています。河合部長の見解がまさに大字や改良区が行う事業に対して、そのとおりに実施されるのであれば、私は同意できる話であります。そのことを朝岡議員にお答えしておきたいと思います。

**西川議長** 5番、朝岡君。

**朝岡議員** ただいまは提出者の白石議員からご答弁をいただきました。今、白石議員からご答弁をいただきまして、私がここで申します分担金を徴収するということは、先の部長の意見で述べられましたように、地方公共団体は数人または普通公共団体の一部に対して、利益のある事件に関し、その必要な費用に充てるためであると。当該事件によって、特に利益を受ける者から、その必要の限度において分担金を徴収することを定めているというのが、この分担金条例であります。これについては、地域のコミュニティづくりを推進するというためには必要であると、これは白石議員も同じようにご答弁をいただいたわけですが、ただ、この改正理由にあります、今お話がありました国庫補助事業の吸収源対策公園緑地事業、この実施される対象地域から、ご指摘をいただいておりますような当該事業の用地購入にかかる費用のうち、国庫補助分である3分の1の金額を差し引いた残りの2分の1の額を寄附金として納付していただくに当たっては、本来、寄附者の自由な意思によってなすべきという寄附という行為に対して、その負担割合を今おっしゃっておられる本条例の第5条の第2項のただし書きに、その算出根拠を求めたということについては、この条例にいうところの負担金そのものであって、ひいては議員ご指摘の割当的寄附ということにも当たる。

しかしながら、一方で先に述べましたように、この補助事業については大変目的がグローバルでありまして、特定の受益者に課す負担金に当たらないというような、こういう矛盾点も生じていくわけでありまして、そのようなことからして、今、議員ご指摘のこの第5条第2項のただし書きが拡大解釈をしていくことで適用されること、その適用が常態化されることに対する危険性については、私も一定の理解はさせていただくところであります。

しかしながら、やはりこの制度間の矛盾、また疑義である議論というのは、当該事業にかかる負担金と条例の位置づけについての運用面でのかかわりの中で議論をすべきであって、

葛城市用地取得事業にかかる分担金条例の、いわゆる条例改正の制定根拠に関する議論とは、やはり切り離して、ここは議論をすべきできないかなと、私はこのように思います。本条例の改正案で分担金の額はいかなる場合においても認定された事業に要する費用の2分の1にすると、こういうことになりますと、大字や土地改良区、また各種団体からの負担が増すということも一方で考えられるのではないかなと。私は、このようにも理解をいたします。やはり、できる限り住民負担を軽減し、また効率的、効果的に市の活性化を図りながら、さまざまな事業を推進していくという観点においては、本条例のただし書きの規定というのは、私は瑕疵のないものだと、このように思います。

質疑は2回しかできませんので、この意見を申し述べて、私の質疑を終わっておきたいと思えます。

**西川議長** 18番、白石君。

**白石議員** 朝岡議員の質疑というか見解をお聞きいたしまして、改めて提案者として見解なり、質疑にお答えをしておきたい、このように思います。

朝岡議員のこの見解は、大字や土地改良区等が主体となっていく事業と市が事業主体となっていく補助事業とを混同しているのではないかと、こういうことなんですね。私もそこが一番の大事な論点だというふうに思うんです。だれが混同して、この分担金条例に基づいて、国の補助事業に対して寄附金を徴収するのか、これは副市長じゃないですか。しかも、分担金条例ができる前に既に、この吸収源対策公園整備事業に負担金を取るということを決めて、大字で説明しているじゃないですか。この分担金条例ができたのはいつですか。28日に議決して、初めて告示の期間をおいて執行されるんです。もう既に、議案審査する前から区長会で当時の部長が負担はもらいますよと。負担の率については、市と相談してください、こういうふうに言っている。もう最初から混同しているんじゃないですか。それは、私は当局の責任であると、そのように思います。

そして、もう一つ、地元の負担が重くなると言いました。私は、6つのこれまでの、緑の計画に基づく公園整備の財源の内訳を申しました。どの大字からも一銭の寄附金や負担金という名目で税外負担を取っていません。今度行われるこの吸収源対策公園事業で初めて地元から寄附金という形で取るんです。これは、市民、大字、負担が増えるんですよ。逆なんですよ、負担が増えるんです。今までなかったんです。私は、この分担金条例そのものの趣旨がきちっと活かされて、大字が行う、改良区が行う事業に適用されるならば、これは大歓迎、評価するんです。それを、まれにある国や県の補助事業、そのためにただし書きを置いておく。この条例の趣旨をほんとうにいがめてるじゃないですか。お答えになったかどうかわかりませんが、答弁にかえさせていただきます。

**西川議長** ほかに質疑はありませんか。

10番、溝口君。

**溝口議員** 当時、3月の予算委員会でこの件については、予算の議決をする審議の中で出てきた問題であります。私は白石議員に1つ質問したいんですが、この条例改正をするという動機、これは少なくとも予算委員会での副市長の答弁に起源を成しているのではないかなと思うんで

すが。それは、どういうことかと言いますと、少なくともこの寄附金の取扱い方をこの条例をもって適用したというところに、要するに理事者側と我々議員側の受けとめ方が違うのではないかと思っています。

実は、この分担金条例を今、白石議員が提案されているただし書きを外すと、非常にこれは分担金徴収条例そのものの効果を下げることになる。要するに、このただし書きにある、国や県等の事業が該当するときに負担を軽減しているというただし書きでありますから、これをまず今、条例改正されようとする発議で省いてしまうと、市民、大字等々に負担が大きなものになってくるという点をもう一度考えるべきではないかと。

これが1点と、もう1点は予算書に寄附金として上がっているものが、この負担金条例を適用したというところになれば、これは寄附金として予算書に計上すべき内容ではないと思うんです。

ですから今、論点になっているこの寄附金の扱い方を、この条例に適用して運用したというところに、大きな理解のすれ違いがあって、このあたりは条例を改正する前に理事者側との真摯な協議、そして答えを導くべきではないかなと、私は白石議員に投げかけたいと思うんです。

**西川議長** 暫時休憩します。

休 憩 午前11時20分

再 開 午前11時21分

**西川議長** 再開いたします。

**溝口議員** 要するに、提案している動機です。動機の起源はどこにあるのか。それが始まりで条例改正までに至って、発議まで起こしているわけですね。だから、予算委員会での動機、それを白石議員はどのように理解されているのかお聞きしたい。

**西川議長** 18番、白石君。

**白石議員** 溝口議員の方からご質疑をいただきました。まことに当を得た質疑だと、このように思います。そのとおりであります。予算委員会の質疑の中で、この寄附金が計上されているということで、何を根拠にしてこの寄附金を徴収するのかということが大きな論点になりました。その論点の中で、いろいろ大字等が行う事業、そして国の補助金を受けて市が行う事業に対する、用地取得に対する負担が変わるじゃないか、これは平等性が確保できない。だから、市が採択して行う事業については、寄附金を取るんだと、いろいろ理由を述べられました。

しかし、先ほども言いました、最大の発想、最大の根拠は分担金徴収条例に基づいてお支払いをいただくんだ、寄附をいただくんだと言っているんです。それでしたら、このただし書きがあったら、この事業について寄附金を徴収する、そういうことになる。平成25年度にも3カ所が予定されています。木戸や林堂や今在家です。ここからも何百万円、千万円という負担を取ることになるじゃないですか。確かに、理事者からは削除しますなんてことは言えないでしょう。だから、議会として対応せざるを得ないとなったわけであります。

そこに、溝口議員が聞いていただいた、この議案を提出する最大の動機があるんですよ。



まったく別の事業じゃないですか。それを混同して、寄附金を徴収するんでしょ。分担金を徴収するというんだったら、先ほど朝岡議員や河合部長が述べたように、地方自治法の規定に基づいて、条例を制定すればいいじゃないですか。農水省の補助事業については、あらかじめ補助要件の中に、特別に受益を受ける者に対して分担金を徴収しなさい、こうなっているじゃないですか。

確かに、この事業を混同せずにきちっと、この条例の趣旨に基づいて大字や改良区が行う事業に対して、希有ではあるけども、まれにはあるけれども、国や県の補助がついた場合は確かに負担が増えるんです、地元負担は増える。これは私も理解できます。だから、さっきも言っているように、混同していることが大問題であって、その条例の趣旨そのものを活かしてやれば、私はまれであってもそういうことが可能性がある、国や県の補助金が適用される可能性があるのであれば、そのために置いておくことだって、私はそんな拒絶するものではありません。しかし、その運用、その適用をまったく条例の事業の趣旨と違うところで、それを根拠にして寄附金を取るということですから、それでしたらもう、この根本の原因になっているただし書きを削除するしかないでしょと、こういうことです。

溝口議員、そういうことなんです。そして、溝口議員に言っていただきました。お互い真摯な立場で協議をしたらどうだと、こういう話なんです。私もそのように思います。この地方財政法について、ぎょうせいに逐条解説を著した石原信雄さん、これは前回も言いました。自治省の事務次官をされた方でありますけれども、この方が最後にこういうことを言っています。本条というのは、地方財政法第4条の5の規定のことです。「本条違反の行為に対しては、別段、制裁の規定はないが、関係者相互の良識により、その絶無を期すべきものと考えられる」と。最後に、このようにこの法の解釈、運用の中で述べられている。やはり、方向は税外負担の根絶を期すべきものだ。そのために、関係者相互の良識に基づいて、やはり協議を進め、解決を図っていくと、解消を図っていくことを求めています。

まったくこの溝口議員のご質疑、ほんとうに的を射たものだというふうに思いますし、私もそのように思っています。答弁になったかどうかわかりませんが、答弁にかえさせていただきます。

**西川議長** 10番、溝口君。

**溝口議員** 質問は、もうありません。ここで言えることは、やはりこのような条例改正をもって発議を行うという事態になる前に、やはり双方、理事者側と議員側で歩み寄るといいますか、理解を深めるといいますか、正しい条例の解釈の仕方をしながら運用をしていくという立場に立って、歩み寄りをし、条例改正に至ることのない、少なくとも条例改正をすれば、市民皆さんには負担がかかる。そのために条例を制定している中身をもって、それを真逆のような立場に追いやるというようなことがないように、私はもう一度、協議をしていただいて、その点で双方の理解が交わったところで、再度提案者の決断といいますか、提案者の判断をもって臨んでいただきたいというふうに意見を述べて終わります。

**西川議長** ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**西川議長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

本案につきましては、委員会付託を省略し、討論、採決まで行います。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

12番、赤井君。

**赤井議員** 白石議員提出の発議第5号に対する反対討論をさせていただきます。

発議第5号の葛城市用地取得事業にかかる分担金徴収条例の一部を改正することについて、反対の立場から討論を行います。

このたび、議員提案による一部改正の対象となっております葛城市用地取得事業にかかる分担金徴収条例は、昨年の3月定例議会において、市長の提案を受け、総務文教常任委員会に付託され、慎重審議を行い、最終日に本会議場において全員一致で可決されたものであります。その後、同年の4月1日から施行されております。本条例は、大字や土地改良区が地域のコミュニティづくりを推進するための施設を整備しようとされたとき、そのことが結果として市全体が活性化されることを期待して、その事業に要する用地を大字や土地改良区にかわって市が購入することにより、当該大字や土地改良区が受益者としてその費用の2分の1の額を負担金として市に納付することを規定し、金銭面をはじめとした手続き上のサポートを行うことをその制定の目的としているものです。

なお、ここで申します、分担金を徴収するということは、地方自治法第224条の規定をその法的根拠といたしております。すなわち、本市の一部地域や特定の多数人が当該事業等によって特に利益を受ける場合、その受益者から受益の限度において分担金を徴収できる旨を規定されております。

さて、本条例改正案は、条例第5条第2項のただし書きを削るというものであります。そうなりますと、分担金の額はいかなる場合においても認定された事業に要する費用の2分の1ということになってしまいます。しかし、大字等が実施する事業で、それがコミュニティづくりを積極的に推進することができ、またそれによって市全体が大いに活性化されるような新たな補助事業が将来にわたって設定されるかもしれないということや、現時点において各大字等から要望があがっていないだけで、もしその事業を実施しようとするれば、適用できる補助事業が既に存在しているかもしれないという可能性がまれにでもあるとすれば、その財源を国や県にも一部求めることにより、できる限り住民の負担を軽減しながら、市の活性化を図っていくといった観点から、このただし書きの規定はぜひとも存続させるべきであると考えております。

以上のような所見を申し述べて、反対の討論といたします。

**西川議長** ほかに討論はありませんか。

4番、春木君。

**春木議員** 私は、発議されております第5号の賛成者として賛成討論を行わせていただきます。

本条例は昨年3月17日の総務文教常任委員会に付託をされ、全員一致で可決されています。私も委員の1人でしたから、この条例の、特に事業の定義について質問をしております。そ

の答弁で、あくまでも市が計画をしている諸計画については、年次的に市は推進している。この市の計画以外の事業であるとの答弁を得て、再三言われておりますように、大字等が行っている事業は、それまで全額負担というようになっていたものを、市が半額補助するという条例であり、住民にとって利益になるとの判断で賛成をいたしました。その当時、ただいま削除を提案しておりますただし書きが、吸収源対策公園緑地事業という地球温暖化防止に寄与する国策を市が行うに当たって、財源の一部として大字から徴収する寄附金の額を決めるのに引き合いに出すとは、夢にも思いもいたしませんでした。

さらに、本条例の理事者説明で、先ほど朝岡議員の説明に対してお答えがありましたが、第1条は当該条例の趣旨をうたっており、地方自治法の規定に基づいて分担金を徴収するものであると述べられておりましたが、この法律の条文については、具体的にはご説明がございませんでした。たびたびこの条文について、ただいま説明をされておりますように、「普通地方公共団体は、政令で定める場合を除くほか、数人または普通地方公共団体の一部に対し、利益のある事件に関し、その必要な費用に充てるため、当該事件により特に利益を受ける者から、その受益の限度において分担金を徴収することができる」と定めています。趣旨は、やはり分担金を徴収する、そういう税外負担を求めるときは、厳密にきちっと条例で定めてやりなさいと、こういう趣旨であります。

一方、本条例にあるただし書きは、国または県等の補助事業に該当する事業となっておりまして、数人あるいは一部の人に対し利益があると。この補助事業に該当する事業というのは、繰り返しますが数人あるいは一部の人に対して利益があるのではなく、多数の人に対し利益があると、こういうふうに解釈するのが一般的ではないでしょうか。つまり、自治法に定める分担金を徴収することができる事業とただし書きの事業は矛盾しているのではないのでしょうか。そして、仮にただし書きが当てはまる事業があっても、本条例には分担金の減免についても、第9条において定めております。これを適用すればよいのであって、大字住民の不利益にはならないと考えます。

付託された委員会審議に当たっての私の不明をおわびいたすとともに、改めて市政の財政運営の秩序を乱す危険性のあるただし書きは削除すべきであります。

以上で、賛成討論を終わります。

**西川議長** ほかに討論はありませんか。

(「議長、動議」の声あり)

**西川議長** どうぞ。

**藤井本議員** 今、討論等も聞いておりましたけども、ここでちょっと休憩をとっていただいて、採決に至るまで、審議がもう少し歩み寄るという言葉もありましたけども、もう少し審議する必要があるんじゃないかなというふうにも思っております。休憩をとってください。

**西川議長** 藤井本議員の動議をどう扱いますか。

(「賛成」の声あり)

**西川議長** 暫時、休憩をいたします。

休 憩 午前11時39分

再 開 午後 0時04分

**西川議長** 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

発議第5号に対する動議として、休憩の動議が出ております。それを採択いたしましたので、休憩をとりたいと思っておりますので、午後の再開は午後2時から再開いたしますので、よろしくお願いを申し上げます。暫時休憩します。

休 憩 午後0時05分

再 開 午後2時00分

**西川議長** 休憩前に引き続き、会議を行います。

発議第5号の討論より入っていきます。

ほかに討論はありませんか。

3番、岡本君。

**岡本議員** ただいま発議第5号で葛城市用地取得事業にかかる分担金徴収条例の一部を改正することについてということでございます。賛成の立場から討論させていただきたい、このように思います。

まず、この分担金条例の趣旨につきましては、第1条に記載されておるわけございまして、大字あるいは土地改良区によって要望を受け、市が行う事業に対して、地元負担金を徴収するということであると思っております。第2条につきましては、事業の定義ということでございまして、大字等が計画しております事業に、市の方針に基づいて地域振興あるいはまた地域のコミュニティづくりに寄与すると、これの事業に該当するものと明記されとるわけございまして、第3条につきましては、用地取得事業審査委員会に諮って審査し、ということになっております。審査委員会に諮って事業に該当するかどうかということを決めて、市の事業であるということ位置づけていくということであるわけございまして、私はこの条例はまさに補助事業に該当しない事業に充てるべきであるというふうにつくられた条例であると考えておるわけございまして、補助事業には該当しないんじゃないかなと思っております。

また、先日の一般質問の中で、市長の方から答弁の中で、今後よく検討するという答弁もあったということであるわけございまして、今後もこの条例について更に議論を重ねていただけるものというふうに解釈いたしまして、賛成討論といたしたいと思っております。

**西川議長** ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**西川議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、発議第5号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立少数)

**西川議長** 起立少数であります。

よって、発議第5号は否決することに決定いたしました。

日程第8、発議第6号、「防災・減災ニューディール」による社会基盤再構築を求める意見書を議題といたします。

本案につき、提案者の説明を求めます。

5番、朝岡君。

**朝岡議員** それでは、ただいま上程を賜りました発議第6号、「防災・減災ニューディール」による社会基盤再構築を求める意見書について、提案理由の説明をさせていただきます。

1960年代の高度経済成長期から社会のインフラ整備が急速に進み、道路や橋梁、上下水道等建築されたものは現在、建築後50年を迎え、老朽化が進んでいます。今後、首都直下型地震や三連動（東海・東南海・南海）地震の発生が懸念される中で、防災向上の観点から、社会インフラの老朽化対策は急務の課題といえます。

一方、景気・雇用は長引くデフレと急激な円高によって、極めて厳しい状況が続いており、そのために必要な施策が需要の創出であります。そこで、公共施設の耐震化や社会インフラ再構築が雇用の創出に必要な公共事業として潜在的に需要が高くなっていると考えるところであります。

よって、政府におかれましては、国民と日本の国土を守り、安全・安心な社会基盤を再構築するため、防災・減災対策としての公共事業を緊急かつ集中的に行い、経済の活性化や雇用の創出に資する防災対策の実施を強く求めます。

1つ、道路や橋梁、上下水道、河川道など老朽化が進み、更新時期が近づいている社会インフラを早急に点検・特定し、維持・更新のための公共投資を積極的かつ集中的に行うこと。

2つ目に、電気、ガス、水道、通信などのライフラインの防災機能の向上を図ること。

そして3つ目に、地域の安全・安心のために、学校等公共施設や病院、看護・介護等の社会福祉施設など、地域の防災拠点の耐震化及び防災機能の強化を推進すること。

このようなことを提案理由として、簡単ではございますけれども説明にかえさせていただきます、このように思うところがございます。議員の皆様方には、ご賛同を賜りまして、ご採択をいただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

**西川議長** 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**西川議長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

本案につきましても、委員会付託を省略し、討論、採決まで行います。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**西川議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、発議第6号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**西川議長** ご異議なしと認めます。

よって、発議第6号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第9、各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。各常任委員長及び議会運営委員長からお手元に配付の閉会中継続審査申出一覧表のとおり、葛城市議会会議規則第104条の規定により、閉会中の継続審査の申し出書が提出されました。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、一覧表に記載の事項について閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**西川議長** ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

以上で、本定例会の日程は全て終了いたしました。

議員の皆様方には、18日の開会以来、慎重にご審議をいただき、また、格段のご協力によりまして、本日まで議会運営が円滑に進められましたことに対し、厚く御礼を申し上げます。

さて、本定例会の会期中に合併した市町村が財政上の優遇措置を受けられる合併特例債の発行期限を5年間延長する法案が参議院本会議で可決、成立したところでございますが、各執行機関におかれましては、新市建設計画に基づき、平成24年度において予定される諸事業について計画どおりに遂行できるよう取り組んでいただきたいと思います。

また、議員各位から会期中に出された意見や要望を真摯に受けとめられ、平成24年度の葛城市政の執行に当たられますよう要望し、私の閉会のあいさつといたします。

ここで市長より発言を求められておりますので、これを許します。

山下市長。

**山下市長** 閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

去る6月18日に開会されました平成24年第2回葛城市議会定例会が本日全日程を終えさせいただき、閉会の運びとなりました。

その間、提案をいたしました全議案、慎重にご審議を賜り、またいずれも可決、ご承認をいただきましたことにつきまして、改めて感謝を申し上げる次第でございます。

また、会期中に議員の皆様から貴重なご意見、ご提言をいただきましたことをしっかりと受けとめながら、職員一同、一致団結してあすからの市政運営に当たってまいりたいと思います。

さて、今夏は昨年の大震災に端を発した電力供給の問題で、7月2日から9月7日までの約2カ月間、計画停電のスケジュールが関西電力より発表されたところでございます。葛城市の公共施設でも、現在のところ、幾つかの施設が停電の可能性があるというふうに言われております。本市といたしましては、全施設で積極的に節電に努めるとともに、市民皆様にご迷惑をおかけしないように、昨日、緊急に部長会を開催し、各施設の停電スケジュールの把握と、万が一、停電があった場合の市民への対応を早急に検討するように指

示を出したところでございます。市民の皆様のご協力と職員の不断の努力で、この難局を乗り越えてまいりたいと思っております。皆さん方のご理解、よろしくお願い申し上げます。

さて、議員各位におかれましては、今後より一層のご支援、ご鞭撻を賜りますよう、心からお願いを申し上げ、閉会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。ほんとうにありがとうございました。

**西川議長** 以上で、平成24回第2回葛城市議会定例会を閉会いたします。

まことにご苦労さまでございました。

閉 会 午後2時12分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためここに署名する。

議 会 議 長 西 川 弥三郎

議 会 副 議 長 西 井 覚

署 名 議 員 藤井本 浩

署 名 議 員 赤 井 佐太郎